() 宇土市骨髄等移植ドナー支援事業

令和5年4月1日から

骨髄等移植ドナーへ 助成金を交付します

骨髄等移植ドナーとは

「命のボランティア」とも言われ、血液の病気などで、「骨髄・末梢血幹細胞移植」という治療が必要な患者さんに、ご自分の骨髄・末梢血幹細胞を提供する方のことです。この事業は骨髄バンクを通じて、骨髄等を提供した人が対象です。

対象者

宇土市に住所を有し、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク 事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了し、これを証 明する書類の交付を受けた方

助成内容

通院等1日につき2万円(上限20万円)

- ※通院等(宇土市に住民登録されている期間)
 - ①健康診断のための通院
 - ②自己血採血のための通院
 - ③骨髄等採取のための入院
 - ④その他、骨髄バンクが必要と認める通院等
- 申請書類等
- ①宇土市骨髄等移植ドナー支援事業申請書(※)
- ②骨髄等移植ドナーに係る有給休暇等取得証明書(※)
- ③骨髄バンクが発行する骨髄ドナー証明書
- ④本人名義の金融機関口座番号がわかるもの
- 5 印鑑

※①と②の様式は市 H P からダウンロードできます。



骨髄等の提供を完了した日から90日以内に、申請に必要なものを 市健康づくり課へ提出してください。

骨髄バンクにドナー登録しませんか

毎年数万人が白血病などの重い血液の病気と診断され、そのうち約2000人の方が骨髄バンクドナーからの移植を望んでいます。移植成功には、ドナーと患者さんの白血球の型(HLA型)が遺伝子レベルでの適合が必要になり、適合の具合によっては、拒絶反応などの合併症によって移植の成功率が低くなります。

非血縁者間で、ドナーと患者さんのHLA型が適合する確率は、数百から数万分の1と言われています。そのため、ひとりでも多くのドナー登録が必要です。



ドナー登録や骨髄バンクについて詳しくは骨髄バンクHPをご覧ください。